

住民投票制度の概況

1. 住民投票とは

「住民投票」とは、市政運営上の重要事項について、直接、住民が投票を行い、それにより住民の意思を明確にするものです。この住民投票の手続を制度化したものが、「住民投票条例」です。

2. 住民投票条例の目的

少子高齢化や情報化の進展など社会環境が変化する中、住民のニーズや価値観も多様化が進み、自治体においては、よりの確に住民の意思を踏まえて政策決定や市政運営を行っていくことが求められています。また、地方分権の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中、市民福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や住民の間に意見が大きく分かれるような事項については、住民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが重要であると考えられます。これらのことから、住民の意思を市政に反映し、住民自治の推進に資することを目的に住民投票条例を制定します。

3. 住民投票条例の種類～個別設置型と常設型

住民投票条例には、大きく分けると、事案ごとに個別に設置されるものと常設型のものがあります。

（1）個別設置型条例

個別設置型の条例は、住民の意思を確認する必要が生じた場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て制定される条例です。個別設置条例の場合は、住民投票の案件ごとに新たに条例の制度設計をするという大きな労力がかかるものであり、常設型の条例と比較すると、住民投票実施の可能性は一般的には低くなると考えられます。

（2）常設型条例

常設型の条例は、住民投票の対象事項や発議の方法をあらかじめ設定しておく条例です。常設型の条例の場合は、条例に定める案件が生じた場合に、一定の仕組みで住民投票を行うことになるため、必要な場合迅速に対応できるという利点があります。

草津市では、自治体基本条例において、常設型条例を定めることとしています。

4. 住民投票条例制度にかかる国の動き

(1) 国民投票制度

日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正に関する手続を内容とする「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」が、平成22年5月18日に施行されました。

国民投票の投票権は、成年被後見人を除く、年齢満18歳以上の日本国民が有することとされています。ただし、必要な法制上の措置が講ぜられ、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、年齢満20歳以上の者が投票権を有することになります。

(2) 地方自治法の改正

平成23年1月、総務省は、大規模な公共施設の建設について地方自治法に住民投票の規定を盛り込み、首長や議会は投票結果に従うことを義務付けるという内容を含む地方自治法の改正案を示しました。

これを受けて、第30次地方制度調査会（首相の諮問機関）の専門小委員会が、改正案を審議しましたが、同年12月、住民投票制度に関しては、「住民自治の充実の観点から意義を有すると考えられるものの、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、引き続き検討すべきである。」とする意見を首相に提出しました。